○国や群馬県の動向

1 国の動向

(1) 『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』 【参考資料】

平成27年1月、文部科学省は、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等 に関する手引』を策定しました。

この手引は、各市町村が、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、学校規模の適正化や小規模校の充実策等について検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものです。

(2) 学校教育法等の改正

平成27年6月、学校教育法の一部が改正されました。

この改正により、平成28年4月1日から、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校及び中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として設けられました。 義務教育学校では、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9

年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施しています。

(3) 学習指導要領の改訂

平成29年3月、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂されました。

新学習指導要領は、小学校において令和2年度から、中学校において令和3年 度から全面実施されています。

この要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」の育成を目指し、全ての教科等を①「生きて働く知識・技能の修得」、②「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、③「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の3つ柱で整理しています。

(4) 中央教育審議会の答申

令和3年1月、中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して で全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実 現~について答申しました。

この答申では、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められているとしています。

また、人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について、少子高齢化や人口減少等により子供を取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育ができるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要であるとしています。

(5) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和3年3月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する 法律の一部が改正され、令和3年4月1日から、学級編制の標準が引下げられま した。

この改正により、小学校の学級編制の標準が現行の 40 人 (第 1 学年は 35 人) から 35 人に引き下げられ、令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、小学校第 2 学年から第 6 学年までが段階的に一学級 35 人になります。

年度	令和3	令和4	令和 5	令和 6	令和 7
学年	小2	小3	小 4	小 5	小6

2 群馬県の動向

(1) ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト

群馬県では、令和3年度から、「ニューノーマル GUNMA CLASS プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトは、新型コロナウイルス感染防止対策のため、児童生徒同士の座席間隔を取る必要がある中、タブレットなどの学習用端末が1人1台導入されることで、より細かな指導が必要となることを踏まえ、群馬県が独自に小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年での少人数学級編制を導入し、ICTを用いた新しい学びと感染症対策を実施するものです。

これまで小学校第 $1 \cdot 2$ 学年を 30 人以下、小学校第 $3 \cdot 4$ 学年を 35 人以下、中学校第 1 学年を 35 人以下としていましたが、このプロジェクトにより、新たに小学校第 $5 \cdot 6$ 学年と中学校第 $2 \cdot 3$ 学年が対象学年に追加され、小学校第 $1 \cdot 2$ 学年が 30 人以下学級、小学校第 $3 \sim 6$ 学年が 35 人以下学級、中学校第 $1 \sim 3$ 学年が 35 人以下学級になりました。